



平成 20 年 4 月 10 日

各 位

会社名 株式会社パイプドビッツ
代表者名 代表取締役社長 佐谷 宣昭
(コード番号 3831 東証マザーズ)
問合せ先 情報取扱責任者 青木 宏実
(TEL 03-5771-6931)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 4 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 5 月 29 日開催予定の第 8 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 監査役体制の一層の強化・充実を図るため、当社の新たな機関として「監査役会」を新設するものであります(第 4 条)。
- (2) 監査役会の設置に伴い、現行定款「第 5 章 監査役」を「第 5 章 監査役及び監査役会」に改め、常勤監査役の選定、監査役会の招集通知、決議方法、議事録及び規程について新設するものであります(第 32 条から第 36 条)。
- (3) 第 5 章に監査役会の規定(第 32 条から第 36 条)を追加したことに伴い、現行定款第 5 章の条数を繰り下げるものであります(第 37 条から第 46 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新 設)	<u>(3) 監査役会</u>
(3) 会計監査人	<u>(4) 会計監査人</u>
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役及び監査役会
(新 設)	(常勤監査役)
	<u>第 32 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>

<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p> <p><u>第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 . 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の決議方法</u>)</p> <p><u>第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査役会の議事録</u>)</p> <p><u>第 35 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印し、又は電子署名する。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第 <u>32 条</u>及び第 <u>33 条</u>(条文省略)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>34 条</u>から第 <u>37 条</u>(条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>38 条</u>から第 <u>41 条</u>(条文省略)</p>	<p>(<u>監査役会規程</u>)</p> <p><u>第 36 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>第 <u>37 条</u>及び第 <u>38 条</u>に繰り下げ</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>39 条</u>から第 <u>42 条</u>に繰り下げ</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第 <u>43 条</u>から第 <u>46 条</u>に繰り下げ</p>

以上